## 第14回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年6月5日(月)午後3時02分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名

1番 保 坂 正 雄 2番 石 渡 正明 3番 切 替 三 夫 4番 奥 野 元 好 5番 地 引 正 和 6番 注連野 千佳代 7番 有 原 敏 夫 8番 若 林 豊 9番 渡 邉 美代子 11番 山口武夫 12番 中 川 喜一郎 13番 小 泉 勝 彦

14番 山口勝久 16番 石塚康夫

- 5 欠席委員 2名
  - 10番 露 﨑 春 雄 15番 関 根 芳 夫
- 6 農林振興課職員 1名

篠原主査

7 出席事務局職員 3名

菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査

## ◎開 会

平成29年6月5日午後3時02分 開会

- ○事務局長(菊池 博君) それでは、皆さん、暑い中ご苦労さまでございます。予定されている皆様 方おそろいですので、それではただいまから農業委員会を始めさせていただきたいと思います。 それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) 皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。冒頭に言いたいのですけれども、5月27日に、高柳地区で一番早く米を刈ったのがNHKの全国版にもありましたし、新聞にも載っていましたけれども、安藤さんという木更津の農業委員会の会長をやっていて、その人が一番早いということで、1俵20万円で、1反の中で6畝ぐらいパイプハウス、パイプといっても足場パイプで、すごいテントをやって、つくっているのですけれども、それが大体6畝で4俵とれると80万円になるから、そうすれば何とかペイになるのではないかというのですけれども、その買う人も大阪の人が4俵買うということで、買い手も決まっているそうなのですけれども、ふさおとめだという話で、また、ことしも10月に植えつけして、来年の1月に刈り入れするというような話でやっているそうでございます。なかなか管理には手間がかかっているようでございますけれども、ここからすぐ1キロメートルもない場所でやっているところで、内容的なものは以上でございます。

きょうはいろいろ審議事項ありますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長(菊池 博君) ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議長は、袖ケ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、会長、よろしくお願いします。

○議長(地引正和君) では、ただいまより第14回農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、16名中13名出席でございますので、会議は成立しております。 次に、欠席委員の報告を申し上げます。10番、露﨑春雄委員、15番、関根芳夫委員。 次に、4番、奥野委員から本日おくれる旨の報告がありました。

## ◎議事録署名委員の指名

- ○議長(地引正和君) 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。 1番、保坂正雄委員、16番、石塚康夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
  - ◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 日程第2、これより議案の審査を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年5月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、神納在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、譲り受け人の弟になります。相続で農地を取得してから今まで譲り受け人に農地の管理を依頼しており、遠方で管理が困難なことから贈与の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、今まで農地を管理していたため、その申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページ及び2ページの位置図をごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、農用車等を所有しており、稲刈りやもみすり乾燥については地元の神納地区の○○○氏に作業委託しているとのことです。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で340日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限面積要件につきましては、耕作している面積が37アールとなっておりますが、農地を取得した 場合の面積が57アールとなり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当委員及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第1号の1については私が申請地担当委員及び権利者住所地担当委員となりますので、この場より私から意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

5月24日に○○○さん本人と現地確認をいたしました。この場所は、先ほど事務局の説明がありましたけれども、身内ということで○○○さんが40年近くやっているそうでございます。きれいに耕作されておりましたので、私は何ら問題はないと思います。

以上でございますが、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

- ○9番(渡邉美代子君) 9番、渡邉ですけれども、今高品さんが年間従事日数三百幾つと言われましたよね。ちょっとそこのところ290となっているのですけれども。
- ○議長(地引正和君) お願いします。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局、高品です。今おっしゃっていた点ですが、世帯で290日従事してい

るというところを340日従事していると説明してしまいました。290日が正しいです。

○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

石塚さん、どうぞ。

○16番(石塚康夫君) 16番の石塚でございます。討論のほうで質問させていただきます。

最近案件見ていますと、非常に贈与というのがふえてきていると思うのですけれども、当然贈与ですと、場合によったら贈与税かかってくるわけですけれども、売買だと不動産売買の税がかかりますけれども、そこら辺は、身内だということで結構案件はありますけれども、具体的には2反ということになると当然贈与税、路線価としてもかかるような気がするのですけれども、そういうメリットといいますか、そこら辺は事務局としてはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。

- ○議長(地引正和君) 石渡さん、専門家。せっかくいるのですから。
- ○2番(石渡正明君) メリットとは。
- ○16番(石塚康夫君) メリットというか、身内だから贈与というのは当然生まれてくると思うのですけれども、ずっと見てくると、最近地価が下がった関係だと思うのですけれども、贈与というのが非常に多いのですよね。だから、あえて贈与税を払って権利を明確にするのか、あるいは下がっているから、贈与税かからないから贈与するというような案件が多いのか、そういう案件が多くなった理由について。
- ○議長(地引正和君) わかる範囲で結構です。 どうぞ。
- ○2番(石渡正明君) 2番、石渡です。ご指名ですので、若干お話しさせていただきますけれども、この場合だとご兄弟の間での贈与ということですよね。だから、事情はわかりませんけれども、身内で贈与するというのは恐らく石塚委員がおっしゃるようにこれといったメリットというのはないと思うのです。ただ、譲り渡す側に例えばお子さんがいなかったりした場合には、亡くなった場合には相続で奥様とかにも権利が発生してしまうということになりますから、そういった意味で実際所有していても耕作をしていないと、あるいは所有していれば当然毎年固定資産税の税負担が生じてきますから、自分が所有してもメリットがないということであれば、贈与してしまおうと。贈与して所有権が変われば、毎年の固定資産税の負担もないですしというところが一つメリットとしてあるのかなというふうに思います。

あと、では譲渡と贈与どっちが得か損かというのは微妙なところですけれども、恐らく贈与をする ということは非課税の枠におさまるのか、あるいは非課税の枠を超えたとしても譲渡に比べると税金 の負担がもしかしたら低いのかもわからないです。この場合でいくと、田んぼの固定資産税評価額に一定の倍率を掛けたのが課税価格ということになりますけれども、譲渡の場合は売った金額からもともと自分が手に入れたときの金額を引いて、その差額に20%という税率を掛けるのです。田んぼの場合は先祖代々でしょうから、自分の先祖がいつ幾らで購入したか、その価格をずっと引き継ぐわけですから、恐らく不明になると思うのです。そういった場合には、売った金額にほぼ20%の税金がかかってきますので、恐らく売るよりも贈与で移転したほうが税負担的にももしかしたら安いのかなというふうに考えています。

- ○議長(地引正和君) いいですか。
- ○事務局長(菊池 博君) あと、それでは事務局から補足ではないのですけれども、実務的なほうからお話し申し上げますと、我々審査をしますけれども、高品が説明したように農家要件ですとか、そういう基準に基づいた審査でございまして、売買になるのか、あるいは贈与になるのか、そこら辺までは私ども指導もできないですし、それは審査の対象とも言えないというところで、特に贈与であるのか、あるいは売買であるのかということについてはなかなか審査していないというか、ご本人様のほうにも確認はしていないというようなところが状況でございます。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○2番(石渡正明君) あと、補足で2点。贈与の場合は、移転する金額が算定しやすいのです。先ほども言ったように、固定資産税評価額に倍率を掛ければ金額が出ると。売る金額というのは時価でなければいけないわけですから、では田んぼの時価が今幾らかというのを算定するのは非常に難しいのです。だから、売買するのは困難だということと、売買するには買うほうがお金出さなければいけないわけです。そうすると、なかなか売るほうは売りたいけれども、買うほうはお金出さなければいけないというと、だったら要らないよという話がありますから、そうした場合は贈与のほうが手っ取り早いということです。

あと、恐らく売るほうというのは、買う方は神納で、売るほうの方というのは想像ですけれども、次男さん、三男さんで、〇〇〇市に住んでいるサラリーマンか何かやっている方なのかなというふうに思います。あるいは、ご商売やっていたりすると、最近多い事例はやっぱり借金があって返済ができなくて、自分の持っている資産とられてしまうよという方は、早目にそういうふうに債権者が回収に来る前に身内に田畑を贈与する方が結構最近いらっしゃいます。

- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○16番(石塚康夫君) 16番の石塚です。実はきのうこの総会の資料を持ってきた中で、荒廃地が結構 あるのです、150町歩ほど。だから、例えばこういう形で贈与なり売買が進んできちっと管理されれ ばいいのですけれども、水田でも150町歩ほど荒廃地があるような資料があったと思うのですけれど も、そうでもしないと農地が適正に管理できなくなって荒廃地になってしまうと。だから、そういう 形に何かメリットがあれば、それを逆に地権者にPRでもしながら農地を維持していく必要があるの

ではないかなというふうに考えたので、質問しました。

○議長(地引正和君) そういう意味でね。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) ないようですので、採決をいたします。 議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

「替成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年5月19日付で申請書の提出がありました。申請内容は、先ほどの神納在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、譲り受け人のめいに当たります。譲り渡し人は、親から農地を相続し、共有名義になっている農地を今まで譲り受け人に管理を依頼しており、遠方で管理が困難なことから贈与の申し出をしたとのことです。譲り受け人は、今まで農地を管理していたため、その申し出を受けるとのことです。

総会資料4ページ及び5ページの位置図をごらんください。場所は、神納字卒土田です。現地を確認したところ、現地は水田として耕作されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。 農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては遊休農地はありません。 農機具等については、先ほどと同じくトラクターや田植機、農用車等を所有しており、稲刈りやも みすり乾燥については地元神納地区の〇〇〇氏に作業委託しているとのことです。このことから、耕

農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が37アールとなっておりますが、農地を取得 した場合の面積が57アールとなり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと神納地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

作に必要な機械はそろっているものと思われます。

○議長(地引正和君) この案件も先ほど私が説明したとおりで、1反、2反でつながっておりますの

で、あえて説明はいたしません。同じときに○○○さんと一緒に現地を見ております。そういうこと でございますので、何かこの件につきまして質疑があれば。質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案1号の2について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

- ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といた します。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1について説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、木更津市内の法人が市内在住の所有者から申請地の農地 を買い取り、戸建て住宅3棟を建築し、建売分譲したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等 は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年5月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料7ページの位置図をごらんください。申請地は、奈良輪小学校の西側約550メートル、市 街化区域に隣接し、JR袖ケ浦駅からは約450メートルの場所であり、農地と住宅の混在する中にあ ることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料 8 ページのとおりであり、木造 2 階建てで 3 棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水とともに宅地最終ますより共有 排水路に放流し、既設の市有排水路へ放流させる計画となっております。

総会資料9ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ケ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議

の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。 説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、議案第2号の1については私が申請地担当地区委員となりますので、この場より私から意見及び報告をさせていただきます。

5月26日午後1時より代理人、○○○さん、それから地区委員の小泉さんと一緒に現地を視察いたしました。現地は、昨年ですか、その隣の土地がやっぱり案件に出ていまして、そのすぐ隣でございます。現地は、去年のときには非常に土がいっぱいあったのですけれども、その土もきれいに取り払いまして、平らなところになっておりました。そして、○○○さんと話したのですけれども、道路6メーターセットバッグしてやるということでございまして、何か不便な道路になるなという話でございました。あとは、事務局の言うとおりでございますので、よろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行いたしました13番、小泉勝彦委員から補足説明が あればお願いしたいと思います。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。特にございません。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市外在住の個人が市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受けし、住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載の

とおりです。

なお、本件については平成29年5月18日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、昭和中学校の北東約1キロに位置し、市 街化調整区域内であり、広がりのある農地の中にあることから、第1種農地と判断されます。第1種 農地ではありますが、今回の申請案件は転用許可の例外として規定されている集落接続に該当し、君 津農業事務所と現地確認を行いましたが、その集落接続での共通認識がなされております。また、申 請地は袖ケ浦市農業振興地域整備計画における農用地区域内でありましたが、平成29年4月14日付に て農家分家住宅用地としてその区域からの除外がなされております。

土地利用については、総会資料11ページのとおりであり、木造2階建て専用住宅及び進入路を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は浄化槽、蒸発拡散装置により敷地内処理し、また雨水については敷地内に浸透ますを設け、敷地内浸透により処理する計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

- ○13番(小泉勝彦君) 13番、小泉です。5月23日の9時に○○○さんと一緒に現地を確認しております。現地は、今はまだ畑のままなのですけれども、きれいに耕されておりまして、ちょっともったいないと思ったのですけれども、この○○○さんという方が○○○さんの娘さんだそうで、今住んでいる社宅から越してきたいということで申請が上がっております。私としては、何ら問題はないのかなと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申 請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。 齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。 議案3ページをごらんください。本件は、袖ケ浦市が市内在住の個人から申請地を使用貸借により 迂回路で利用するための仮設道路用地として一時転用している農地について、許可期間の延長をしよ うとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成29年5月19日に計画変更承認申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ケ浦駅の北側約500メートルに位置する農地であり、市発注工事の奈良輪第一雨水幹線整備工事を実施するに当たり、申請地が接する奈良輪高須新田線の一部を終日通行どめにする必要があることから、迂回路として利用するものです。申請内容といたしましては、平成29年5月31日まで受けていた許可について、その期間を平成29年12月25日までの約7カ月間延長しようとする案件です。

総会資料の14ページの工程表をごらんください。期間を延長する理由としましては、奈良輪第一雨水幹線整備工事に遅延が生じたことによるものであり、現状復旧工事期間を含めて延長するものです。なお、今回の変更承認申請は平成29年5月31日の許可期限前に提出がされておりますが、本来であれば前回、5月8日の第13回総会案件として申請すべき事案でございました。この総会に係る4月21日の提出期限までに申請が間に合わなかった理由としましては、この奈良輪第一雨水幹線整備工事に係る占用物件の敷設期間延長依頼が4月18日にあり、その後施工業者との協議に時間を要し、工期延長の判断自体が提出期限までに間に合わず、今回の申請となり、追認期間にはなりますが、ご承認をいただくものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(地引正和君) 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請であり、変更内容が転用期限の延長になるので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。 よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次に、議案第4号 平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたしますが、委員の家族などが経営している法人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。3番、切替三夫委員。

[3番 切替三夫君退席]

- ○議長(地引正和君) 議案第4号について事務局の説明を求めます。高品君。
- ○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。今回の申請は、利用権設定が13件です。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の17ページから18ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方は13人で、合計面積は235.52アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから10ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

再び17ページから18ページをごらんください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

株式会社〇〇〇さんは、3件申請があり、申請面積はそれぞれ8.06アールで新規、21.04アールで 再設定、10.09アールで再設定となっております。

- ○○○さんの申請面積は20.41アールで更新です。
- ○○○さんの申請面積は29.08アールで更新です。

○○○さんの申請面積は47.18アールで更新です。

公益社団法人千葉県園芸協会は、7件申請があり、申請面積はそれぞれ10.21アール、9.85アール、10.21アール、10.21アール、10.21アール、38.76アール、10.21アールで全て新規設定です。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔3番 切替三夫君着席〕

- ◎議案第5号 平成29年度第1次農用地利用集積配分計画(案)の承認について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第5号 平成29年度第1次農用地利用集積配分計画(案)について を議題といたします。

議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農 林振興課から農用地利用配分計画(案)の説明を求めます。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査(篠原太郎君) 農林振興課農政班の篠原と申します。議案第5号 農用地利用配分 計画(案)の承認についてということで説明のほうをさせていただきます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通じて農地を貸したい方、借りたい方のマッチングが成立した案件でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様方のご意見を伺うものとなっております。今回の配分計画案でございますが、1件となっております。

まず、2ページ及び3ページをごらんください。農地の借り受け者でございますが、飯富の株式会社○○○代表取締役、○○○さんです。借り受ける農地は、飯富地先9筆と神納地先1筆の合計10筆

でございます。先ほど議案第4号の中で説明がありましたが、こちらの整理番号29—5—7から29—5—13の中で千葉県園芸協会というふうな形で説明のあった案件でございます。借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては4ページから6ページとなっており、7ページにつきましては借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。 よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認の件 ○議長(地引正和君) 次に、議案第6号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)の承認についてを議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第6号についてご説明いたします。

議案の4ページをごらんください。まず初めに、なぜこのような目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価等を行うようになったのかをご説明します。

それは、農業委員会等に関する法律の一部改正が国会において成立し、平成28年4月1日から施行され、農業委員会は農地等の利用の最適化推進が必要事務となり、その実施状況をインターネット等により公表することが新たに法定化されたためです。そして、農業委員会は、毎年度目標とその達成に向けた活動計画及び活動計画の点検・評価をホームページ等で公表することになりました。

続きまして、資料の議案第6号というものをごらんください。こちらに平成28年度の目標及びその 達成に向けた点検・評価(案)を作成いたしましたので、農業委員会の承認を求めるものでございま す。

ご説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手を願います。

[賛成者举手]

高品君。

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。 よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認の件

○議長(地引正和君) 次に、議案第7号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の 承認についてを議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第7号についてご説明いたします。

議案の5ページをごらんください。こちらも先ほどの議案第6号でご説明させていただいたように、 農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことにより農業委員会は農地等の利用の最適化推 進が必要事務となり、目標とその達成に向けた活動計画を作成し、ホームページ等で公表することが 必要となりました。

続きまして、資料の議案第7号というものをごらんください。こちらに平成29年度の目標及びその 達成に向けた活動計画(案)を作成しましたので、農業委員会の承認を求めるものでございます。 ご説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第7号について賛成の方は挙手を願います。

[替成者举手]

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

- ◎議案第8号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請について
- ○議長(地引正和君) 次に、議案第8号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請についてを議題といたします。

議案第8号については、事業を所管しております農林振興課から説明いたします。

農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査(篠原太郎君) 農林振興課、篠原でございます。議案第8号 農地利用集積円滑化 事業規程の変更内容についてですが、説明のほうをさせていただきます。

このたび別添のとおり農地利用集積円滑化事業の実施団体であります君津市農業協同組合より農地利用集積円滑化事業規程の変更につきまして袖ケ浦市に変更承認申請書の提出がございました。変更に当たりましては、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項で準用する第11条の11第4項の規定により、市が規程の承認をしようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならないとされています。このため、本日皆様にご審議をお願いするものでございます。

これから変更内容についてご説明のほうを申し上げますが、その前に農地利用集積円滑化事業につきまして概要の説明をさせていただきたいと思います。事業の内容についてでございますが、農地を貸したい、売りたいと考えている農地所有者にかわり、農地利用集積円滑化団体である君津市農業協同組合が受け手となる担い手などを探し、貸し付け等を行う仲介業務でございます。事業は2種類ございまして、農地所有者代理事業と農地売買等事業がございます。このような事業を君津市農業協同組合が行っているものでございます。

それでは、変更内容についてご説明いたします。変更理由書のほうをごらんください。農業委員会等に関する法律の改正により、都道府県農業会議から都道府県農業委員会ネットワーク機構へ名称が変更されたことに伴い、農地利用集積円滑化事業規程の一部を変更したいとありますが、こちらは平成28年4月1日から施行された農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会をサポートする組織として農林水産大臣及び都道府県知事は、都道府県及び全国段階において農業委員会ネットワー

ク機構を指定することができるとされたことに伴うものでございます。千葉県では、千葉県農業会議が千葉県知事より平成28年3月18日付で指定を受け、千葉県農業委員会ネットワーク機構としてサポート業務を行うことになりました。

続いて、次ページの農地利用集積円滑化事業規程変更条文新旧対照表をごらんください。こちらは、 君津市農協が円滑化事業を実施するに当たり定めた規程となりますが、今回のネットワーク機構の指 定に伴い改正される部分は記載の第4条のみでございました。ついては、農業委員会のご承認をいた だき、現行に記載している県農業会議を変更案に記載している千葉県知事の指定を受けた農業委員会 ネットワーク機構に改めたいと考えております。

なお、君津市農業協同組合として規約を変更することにつきましては、平成29年3月30日に開催された第25回通常総代会、提出議案第3号議案において可決確定しております。

以上が変更内容の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。 議案第8号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。 よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 農業次世代人材投資事業におけるサポート体制の整備について

○議長(地引正和君) 次に、議案第9号 農業次世代人材投資事業におけるサポート体制の整備についてを議題といたします。

議案第9号については、農林振興課から事業及び農業委員会の役割についてを説明します。 農林振興課、篠原君。

○農林振興課主査(篠原太郎君) 農林振興課農政班、篠原でございます。議案9号 農業次世代人材 投資事業におけるサポート体制の整備について説明のほうをさせていただきます。

本案件でございますが、国及び県の農業次世代人材投資事業について内容の見直しが行われ、国の 実施要綱などが一部改正されたことに伴い、サポート体制を整備する必要があることからご提案させ ていただくものでございます。

議案9号参考資料の1ページ目をお開きください。本事業の趣旨でございますが、持続可能な力強 い農業を実現するため、青年就農者を大幅にふやす必要があることから、新規就農や農業経営を継承 するに当たり、就農前後の期間における所得の確保等が必要となることから資金を交付し、就農を支 援しようとするものでございます。

この事業につきましては、平成28年度までは青年就農給付金事業という名称でございましたが、事業内容の見直しとともに事業名を改めております。平成28年度以前に採択された方につきましては旧制度、平成29年度から採択された方につきましては現制度が適用されることになっております。

事業の種類についてでございますが、就農に向けての研修を受ける方向けの準備型、就農した方向 けの経営開始型の2種類がございます。準備型は千葉県、経営開始型は袖ケ浦市が事業実施主体とな っております。

交付金額などにつきましては、準備型につきましては1年につき150万円を最長2年、経営開始型につきましては年間最大150万円を最大5年間となっております。

続いて、2ページ目をごらんください。旧制度からの主な改正内容を3点記載しております。①の サポート体制の整備についてでございますが、本議案と直結する改正で、②、中間評価の導入につき ましては関連する改正内容となっております。

- ①、サポート体制の整備ですが、本年度から採択された就農者に対し就農継続における3つの課題 についてサポート体制を構築し、その中から専属サポーターを選任し、就農者を各方面からフォロー していくものでございます。
- ②の中間評価の導入でございますが、平成29年度事業をスタートし、3年目を迎える就農者の営農 状況について評価を行い、今後の営農について指導等を行うこととされました。

では、実際にサポートチームを整備して具体的にどのような活動を行うかでございますが、記載している①から④の活動をしていただくことをご提案させていただきたいと思います。

- ①についてですが、本事業の資金の交付を受けるためには、実施計画の承認を受ける必要がございます。その内容について、面接などを実施し、妥当な計画なのか、計画の実現性はあるのかなどを審査していただきます。
- ②についてでございますが、年4回就農者と現地確認等を実施し、指導等を行っていただく形になります。
- ③につきましては、先ほども触れましたが、中間評価を実施することとなっておりますので、その評価へ参画していただくということになります。
- ④につきましては、専任のサポーターとして随時相談等に乗っていただき、指導助言をしていただきたいと考えております。

サポーターといたしましては、農業委員の皆様、農地最適化推進委員の皆様になっていただければ と考えております。

サポーターとして選任された方につきましては、今申し上げた4つの活動につきまして農地の確保 という観点から本人と直接会い、面談をしたり、現地に赴き営農状況を確認しながら指導助言をして いただければと思っております。 3ページから8ページの資料につきましては、今申し上げた説明について図示したものとなります。 以上で議案9号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。制度そのもの、名称変更というのはわかったのですけれども、 事業内容は旧の前に聞いた内容と若干違うような気がするのですけれども、年間という考え方、年間 150万円ということだったのですけれども、1カ月15万円だったような気がするのですけれども。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○農林振興課主査(篠原太郎君) 袖ケ浦市につきましては、平成28年度からこの事業に取り組んでおります。平成28年度の要綱、要領、制度的なものにつきましては、経営開始型、実施主体が袖ケ浦市となるものでございますが、年間150万円を基本としたもののやり方になっておりました。以上です。
- ○議長(地引正和君) 石塚さん。
- ○16番(石塚康夫君) 記憶違いでした。わかりました。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。 どうぞ。
- ○12番(中川喜一郎君) 12番、中川です。このサポート体制、農業委員会、我々メンバーも関係する と思いますけれども、何か案があるのですか。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○農林振興課主査(篠原太郎君) サポート体制につきましてですが、3つの段階でサポート体制を構築するということを考えておりまして、経営技術部門につきましては君津農業事務所の改良普及課の指導員の皆様、営農資金につきましては君津市農業協同組合の金融部の皆様、農地の部門につきましては農業委員さん、農地最適化推進委員さん、また千葉県園芸協会の農地中間管理事業の職員の方を体制の中に入れるという考えでございます。

以上です。

- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○12番(中川喜一郎君) その関連で、我々その中からまたメンバーを決められるわけでしょう。
- ○議長(地引正和君) どうぞ。
- ○農林振興課主査(篠原太郎君) 青年就農者の方に地域ですとか営農の形ですとか、そういうものに 合った中でサポーターとして選抜をさせていただいて、支援をしていただくという形になりますので、 各1人を基本として体制を構築したいと考えています。
- ○議長(地引正和君) では、補足。

- ○事務局長(菊池 博君) 一言補足させていただきますと、具体的な体制、やり方、選抜の仕方とかはまだ決まっておりません。こういう制度が新しく農林サイドで変わったということをご理解いただいて、なおかつ皆さんと、あと推進委員さんの皆様にもご協力していただくということが肝になってまいりますので、それこそサポーターという形になろうかと思います。ですので、そこら辺皆さん疑問が残らないように質疑等していただいて、慎重審議いただくということが必要ですが、こういう形によって新規に就農される方をサポートし、新規就農者をふやしていこうということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。ですので、具体的に、例えば新規就農者の候補者が決まった、手を挙げた方がいらっしゃいますと、その段階でチームを組むと。サポートチーム、JAさんと農業事務所、それから農業委員さん、あるいは推進委員さんの3名、4名ぐらいでチームを組んでその方を最長5年間サポートしていくことになるということで、まだこれが今年度から皆さんご承認いただければ次のステップを踏んで制度を要綱という形にしてスタートさせていきたいという趣旨だそうでございますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございますか。 どうぞ、有原さん。
- ○7番(有原敏夫君) 7番、有原です。新規就農者というのは、農家の後継者は適用しないのですか。 いろいろな場面で話が出ると思うのですけれども、説明していただきたいと思います。
- ○農林振興課主査(篠原太郎君) 農家の後継者の方もこれは対象になります。ただし、この事業における交付要件ですとか、そこら辺を満たしたときに該当になるという形になりますので、回答といたしましてはなりますということです。
- ○議長(地引正和君) いいですか。かなり難しい問題ですので。 ほかに質疑はございませんか。 どうぞ、石塚さん。
- ○16番(石塚康夫君) 16番の石塚です。後継者対策って非常に重要な事業だと思うのですけれども、 関東圏も非常に人材不足ということで、最近はいいのですけれども、過去においてはこういう事業、 例えばこの事業に限らず一時的な就農先としてこういう事業に応募したというところが結構あった と思うのです。そういうところのせっかくサポート体制を組むのですから、例えば何年か一時的に仕 事がないからやってみようということでこの事業に申し込むという方も多分いらっしゃる、前と比べ れば少ないとは思うのですけれども、そういうチェック体制というのはきちっとやってもらわないと、 せっかくこれだけのチームを組むのに、一時的な仕事がないからちょっとやってみようかという人も 対象にされると非常に効率が悪いというか、ありますので、そこら辺のチェック体制をきちっとお願 いしたいと思います。
- ○農林振興課主査(篠原太郎君) 石塚委員おっしゃったように、今までの中でこのような類いの事業 を活用し、すぐ離農してしまう方とか計画どおりになさらない方とかということが事例としてあった

ということが報告されております。本事業につきましては、先ほど申し上げたとおり最大150万円を 5年間交付ということになるのですけれども、交付期間終了後交付期間と同じ年数分は必ず営農をし なければならないというふうに明文化のほうをされております。

以上です。

- ○16番(石塚康夫君) たしか記憶ですと年間1万5,000人ぐらいの応募があって、実際就農しているのが7,000から8,000人ぐらいで、残りの方々はすぐ離農をされるというふうに、もらい得みたいなことがあったように思いますので、そういうことのないようにひとつお願いしたいと思います。
- ○議長(地引正和君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第9号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

では、1時間以上過ぎましたので、ここで10分ほど休憩いたします。

休憩

再 開

○議長(地引正和君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告事項

○議長(地引正和君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局(齊藤秀夫君) 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年4月1日から平成29年4月30日までで3件です。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案の9ページから10ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成29年4月1日から平成29年4月30日までで4件です。

最後に、協議報告第3号について報告いたします。

議案11ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、 袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告い たします。

なお、専決処理期間は平成29年4月1日から平成29年4月30日までで1件です。 報告は以上でございます。

○議長(地引正和君) 報告は以上です。

◎その他

○議長(地引正和君) 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の皆様から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 事務局等から何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(地引正和君) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長(地引正和君) これをもちまして第14回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後4時25分 閉会